

社会福祉士団体補償制度

4つの補償のご案内

この保険は、日常生活のあらゆるリスクに備える補償制度です。

傷害総合補償

業務内外を問わず、身体に傷害(ケガ)を被った場合に補償するプランです。

死亡・後遺障害

入院・通院・手術費用

個人賠償責任

弁護士費用*

*Ⅲ型のみ

休業補償

業務内外を問わず、ケガや病気により仕事ができなくなった場合に減少した所得を補償するプランです。精神障害(うつ病等)による入院なども対象となります。

所得補償

弁護士費用補償

業務外で会員の皆さまが法的トラブルにあった場合に弁護士費用・個人賠償責任等をサポートするプランです。

弁護士費用

ケガ(死亡・後遺障害)

個人賠償責任

医療補償

業務内外を問わず、ケガや病気による入院、手術、先進医療費用、携行品損害、個人賠償責任などを補償するプランです。精神障害(うつ病等)による入院なども対象となります。

入院・通院・手術費用

先進医療等費用

個人賠償責任*

携行品損害*

*A3・A4プランのみ

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

保険期間：2025年6月1日(午後4時)～2026年6月1日(午後4時)の1年間

本年度の加入申込締切：2025年5月15日(木)〈必着〉

中途加入の取扱いについて

毎月15日(必着。15日が土日・祝祭日の場合は前営業日)とし、翌月1日(午後4時)を保険責任開始日として、中途加入可能です。

加入日	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	5/1
加入締切日	6/13	7/15	8/15	9/12	10/15	11/14	12/15	1/15	2/13	3/13	4/15

社会福祉士会団体補償制度とは？

補償制度名称

事故例

プラン1

傷害総合補償



業務中に、加害行為を受け、ケガをしてしまった



自転車で走行中、雨で濡れたマンホールで滑り転倒し、ケガをしてしまった。

(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



道路を歩行中、自動車と接触しケガをしてしまった。

プラン2

休業補償



病気で入院し仕事ができなくなった結果、収入が減少してしまった。



うつ病で自宅療養が必要と診断され、仕事ができなくなり収入が減少した。

プラン3

弁護士費用補償



子どもが学校でいじめを受けていることが発覚。弁護士に相談した。



相続による遺産をめぐり、兄弟間でトラブルとなり弁護士に相談した。



離婚問題で配偶者とトラブルとなり、弁護士に相談した。

プラン4

医療補償



脳卒中となり入院。
併せて入院中に先進医療を受けた。



休日にスポーツを楽しんでいたところ、つまずいてケガをしてしまった。



旅行中にカメラを落とし、壊してしまった。

(A3・A4プランのみ)

日本社会福祉士会 会員の皆さまの日常生活のあらゆるリスクに備える補償制度です。
(団体割引15%)この補償制度は4つの補償制度があります。

特 長

業務中・業務外を問わず、ケガによる死亡・後遺障害、入・通院、手術に加え、日常生活における賠償責任を補償します。

主な補償内容

- 死亡・後遺障害
- 入 院
- 通 院
- 手 術
- 個人賠償責任
- 弁護士費用(Ⅲ型のみ)

参照ページ

5
ページ

業務中・業務外問わず、突然の病気やケガで仕事ができなくなった場合減少した所得を補償するプランです。
精神障害(うつ病等)によりお仕事ができなくなった場合も補償します。

- 就業不能期間1か月に
つき、ご契約の保険金
額(補償限度額)を限度
にお支払いします。

7
ページ

日常生活において、皆さまが
法的トラブルに見舞われた場合
の弁護士・行政書士・司法書士
への相談費用・書類作成費用
などを補償します。

- 弁護士費用
- 死亡・後遺障害
- 個人賠償責任

9
ページ

業務中・業務外問わず、突然の
病気やケガで入院された場合
や、ケガや三大疾病により通院
された場合などを補償します。
また、携行品の損害や日常生
活における法律上の賠償責任
を補償します。

- 入院(ケガ・病気)
- 手術(ケガ・病気)
- 通院(ケガ・三大疾病)
- 先進医療等費用(ケガ・病気)
- 個人賠償責任*
- 携行品損害*

* A3・A4プランのみ

13
ページ

補償の見直し・新規ご加入をご検討の方へ

どの補償を選ばいいの？

ご提案内容

組み合わせる補償制度

ご提案 ①

ケガの治療費と働けなくなった時の
給与をサポートしてほしい！

プラン1 傷害総合補償制度
(おケガと賠償リスクの補償)



プラン2 休業補償制度
(給与をサポートする補償)

ご提案 ②

少しでも保険料の出費を抑えたい…
でも、ケガと日常生活の賠償リスクは
補償してほしい！

プラン1 傷害総合補償制度
(おケガと賠償リスクの補償)

ご提案 ③

病気やケガで働けなくなった時の
給与をサポートしてほしい！

プラン2 休業補償制度
(給与をサポートする補償)

ご提案 ④

とにかく団体制度の割引を生かして
色々なリスクを補償したい！

プラン1 傷害総合補償制度
(おケガと賠償リスクの補償)



プラン2 休業補償制度
(給与をサポートする補償)



プラン4 医療補償制度
(おケガと病気の補償)

ご心配のリスクに応じたおすすめ制度と組合せ例をご紹介します。

4つの補償制度は組合せは自由にお選びいただけますが、お選びいただく型やプランによっては「個人賠償責任」と「弁護士費用」の補償が重複することがあります。重複してご加入いただいても、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。会員さまのリスクをカバーする補償が重複がしないように組み合わせでご加入をご検討ください。1ページ・2ページも併せてご覧ください。

保険金受取り例

掛金例(月払)

参照ページ

- ◆自転車で転倒し大ケガ。
1か月(30日)入院となり仕事ができなかった。

214,400円

<内訳>

傷害補償プラン(入院) : 15万円
休業補償プラン : 6.44万円

3,300円

<内訳>

- ①傷害補償プラン : II型=1,500円
②休業補償プラン : 3口=1,800円

5ページ
7ページ

- ◆自転車で歩行者と接触。自分は軽傷(通院1週間)だったが、相手に完治までに1年を要する大ケガを負わせてしまい、150万円の賠償金を支払うことになった。

1,507,000円

<内訳>

傷害補償プラン(通院) : 7,000円
傷害補償プラン(賠償金) : 150万円

800円

<内訳>

- ・傷害補償プラン : I型=800円

5
ページ

- ◆突然脳卒中になり入院。6か月入院することとなり、その間仕事ができなかった。

807,300円

<内訳>

休業補償プラン : 80.7万円

3,000円

<内訳>

- ・休業補償プラン : 5口=3,000円

7
ページ

- ◆自転車で行行中、交差点で出会い頭に自転車と衝突。双方大ケガし、自分は1か月(30日)入院となり仕事を休み、相手には150万円の賠償金を支払うことになった。また、相手との交渉を弁護士に委任し、35万円の費用がかかった。

2,269,400円

<内訳>

傷害補償プラン(入院) : 24万円
傷害補償プラン(賠償金) : 150万円
傷害補償プラン(弁護士費用) : 31.5万円
休業補償プラン : 6.44万円
医療補償プラン(入院) : 15万円

7,680円

<内訳>

- ①傷害補償プラン : III型=3,000円
②休業補償プラン : 3口=1,800円
③医療補償プラン : A3プラン=2,880円

5ページ
7ページ
13ページ

傷害総合補償制度

16～18ページにお支払いする保険金の内容や保険金をお支払いできない場合などを記載しておりますので、必ずご覧ください。
(傷害総合保険、弁護士費用総合補償特約セット)

国内・国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※)をされ入院された場合や、通院された場合等に補償します。また、日常生活における法律上の賠償責任や、弁護士費用、法律相談・書類作成費用の補償で暮らしに「安心」をご提供します。

※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒は含みません。

この保険の特長

保険料は、団体割引15%を適用しています。

- 1日だけ入院・通院でもOK!日帰り入院でもOK!
- 傷害事故のケガによる入院に対し、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。(1,000日限度)
- 傷害事故発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日限度)また、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
- 自動更改方式となっておりますので、次年度以降、毎年更新の手続きをしていただく必要はありません。

おすすめするポイント！

●手続きカンタン

健康状態に関する告知書のご記入の必要はなく、加入手続きが簡単です。

●国内、国外を問わず日常生活におけるケガを補償します。

仕事中やスポーツ中のケガ等、24時間補償します。

●入院は日帰り入院から最長1,000日まで補償します。

日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

●通院のみでも補償します。

入院を伴わず、通院のみで治療するケガも補償します。

●日常生活における法律上の損害賠償責任を補償します。

●日常生活での法的トラブルにおける弁護士・行政書士・司法書士への相談費用・書類作成費用などを補償します。

(※詳細は9ページをご覧ください。)

保険金額および掛金(制度運営費^{※1} 100円が含まれます。)

(保険期間: 1年間、天災危険補償特約^{※2}、団体割引15%、職種級別A級)

プラン名称	I 型	II 型	III 型
死亡・後遺障害	334,000円	169,000円	1,078,000円
入院保険金日額(ケガ)	3,000円	5,000円	8,000円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍		
通院保険金日額(ケガ)	1,000円	3,000円	5,000円
個人賠償責任(自己負担額なし)※3	1億円	1億円	3億円
弁護士費用(自己負担割合10%)	なし	なし	通算100万円限度
法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円)	なし	なし	通算5万円限度
掛金(月払)	800円 (保険料700円+制度運営費100円)	1,500円 (保険料1,400円+制度運営費100円)	3,000円 (保険料2,900円+制度運営費100円)

※1: 制度運営費は、口座振替の手数料、パンフレットなどの作成費、郵送料の一部に充当させていただきます。

※2: 「地震・噴火・またはこれらによる津波」の場合の傷害事故を補償します(天災危険補償特約)。個人賠償責任、弁護士費用、法律相談・書類作成費用は天災危険の対象外です。

※3: 個人賠償責任の保険金額は支払限度額となります。

傷害総合補償制度は、被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激」とは

突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは

ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金のお支払方法等重要な事項は、P15「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。



例えばこのようなケガが
お支払いの対象となります。



工作中的のケガ



海外旅行中のケガ

国内旅行中のケガ



交通事故によるケガ

自宅内でのケガ



野球・サッカーなどの
スポーツ中のケガ

など



例えばこのような場合のケガは
お支払いの対象となりません。



故意・重大な過失

自殺行為・犯罪行為・闘争行為

無資格運転・酒気帯び運転・
航空機操縦（職務以外）

自動車、原動機付自転車等による
競技・競争（練習を含みます。）



脳疾患・疾病・心神喪失、医学的
他覚所見のないむちうち症・腰痛

ピッケル等を使用する
山岳登はん、ハングライダー
等の危険なスポーツ

など

個人賠償責任補償特約

国内・国外補償

示談交渉サービス付^(※)〈国内で発生した事故のみ〉

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額（自己負担額）はありません。

(※) 示談交渉サービスの詳しい内容につきましては、P.24「5. 事故がおきた場合の取扱い」をご覧ください。



例えばこのような場合に
お支払いの対象となります。

買い物中に商品を
壊してしまった。

誤って線路に立ち入ったことにより、
電車を運行不能にさせてしまった。

自転車で歩行者にぶつかり
ケガをさせてしまった。

知人に借りたカメラが
盗まれてしまった。



例えばこのような場合は
お支払いの対象となりません。

職務遂行に起因

地震、噴火または
これらによる津波

犯罪行為・闘争行為

自動車運転中

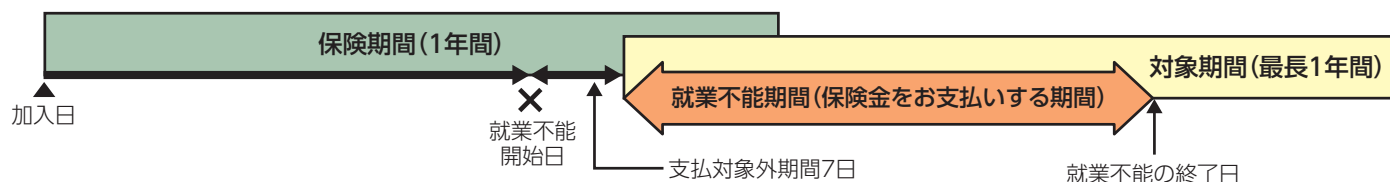
19ページにお支払いする保険金の内容や保険金をお支払いできない主な場合などを記載しておりますので、必ずご覧ください。
(所得補償保険)

万が一ケガや病気で就業不能となられた場合、加入口数に応じて **月々の所得を1年間を限度に補償**します。

この保険の特長

- 保険料は、前年のご加入人数により決定した団体割引 15%を適用しています。(次年度以降、割引率が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。)
- 就業不能が1か月以上になった場合、ご希望により1か月単位で保険金をお支払いすることもできます。
- 精神障害による入院等も補償**します。
- 健康状態告知書のご記入のみで、医師の診査は不要です。
※「健康状態告知書」には、事実をありのままに正確にご記入ください。
※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。
- 仕事中からレジャー中まで、国内外でのケガや病気による就業不能について保険金をお支払いします。
- 対象期間は最大1年間です。
- 通算支払限度日数は1,000日です。
- 自動更改方式となっておりますので、次年度以降、毎年更新の手続きをしていただく必要はありません。

保険金のお支払対象となる就業不能期間



※支払対象外期間は就業不能開始日から連続7日間、8日目から保険金支払対象となります。1か月未満の就業不能であっても8日目から保険金支払対象となります。

※支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

※通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(*)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(*)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。

(*)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。

保険金のお支払例

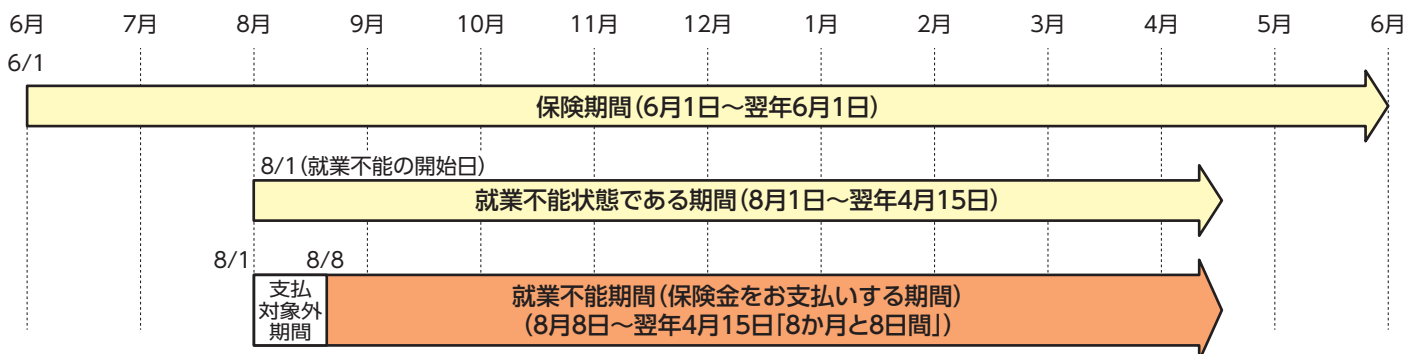
◎次の条件でご加入いただいた場合

所得補償額(月額) 15.9万円 33歳加入 3口加入

●8月1日病気で就業不能になり、翌年4月16日に業務ができる程度に治った場合、お支払いする保険金は… $15.9\text{万円} \div \text{月} \times (8\text{か月} + \frac{8\text{日}}{30\text{日}}) = 131.44\text{万円}$

※支払対象期間は、支払対象外期間(7日間)終了日の翌日から起算して1年間が限度となります。

※1か月は30日として計算されます。



ご加入の際のご注意

●基本補償の保険金額の設定について

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

(※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

- ・他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例：個人事業主)	85%以下
健康保険(例：給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例：公務員)	40%以下

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

*「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.15「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

保険金額および掛金

掛金(月払・1口あたり)

*掛金には、制度運営費100円が含まれます。

600円(保険料500円+制度運営費100円)

← 中途加入時も毎月の掛金は同額となります。

●所得補償額(1口あたりの月額)

*職業が社会福祉士(職種級別1級)の保険料です。【保険期間1年、団体割引15%、支払対象外期間7日間、対象期間1年間、精神障害補償特約セット】

プラン名称	年齢	満20歳～満24歳	満25歳～満29歳	満30歳～満34歳	満35歳～満39歳	満40歳～満44歳	満45歳～満49歳	満50歳～満54歳	満55歳～満59歳	満60歳～満64歳	満65歳～満69歳
Sプラン	所得補償月額	74,000円	65,000円	53,000円	42,000円	33,000円	28,000円	24,000円	23,000円	22,000円	18,000円

*制度運営費は1口につき100円になります。口数に応じて制度運営費は増えることとなりますのでご了承ください。

(例：2口ご加入の場合は、制度運営費は200円になります。)

*制度運営費は、口座振替の手数料、パンフレットなどの作成料、郵送料の一部に充当させていただきます。

- ・保険金額は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。
- ・新規加入の場合、満20歳以上満69歳以下で有職の方(継続加入の場合も満69歳以下の方)にかぎりります。
- ・保険料は、男女同一です。
- ・団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ・本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(2024年12月現在)

16～18ページにお支払いする保険金の種類と内容や保険金をお支払いできない主な場合などを記載しておりますので、必ずご覧ください。
(傷害総合保険、弁護士費用総合補償特約セット) **※社会福祉士としての業務に従事中の事故は対象外です。**
自動更改方式となっておりますので、次年度以降、毎年更新の手続きをしていただく必要はありません。

1 弁護士費用補償

※社会福祉士としての業務に従事中の事故は対象外です。

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、**お子さま(※1)**が遭遇されたトラブルについても対象となります。

トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する**弁護士への各種費用が対象となります。

①人格権侵害(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなかった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。



- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年につき)

通算 **100万円 限度**

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任にかかった費用 $\times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年につき)

通算 **5万円 限度**

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成にかかった費用 $- \text{自己負担額 (免責金額) } 1,000円$

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例 (人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円



弁護士費用保険金のお支払額

40万円 $\times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) = \underline{\underline{36万円}}$

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**



法律相談・書類作成費用保険金のお支払額

1万円 $- 1,000円 (\text{自己負担額}) = \underline{\underline{9,000円}}$

合計 36万9,000円をお支払い



金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。

警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。

「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎりあります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター: 【受付時間】24時間365日 0120-727-110

2 ケガの補償

被保険者の範囲: 被保険者ご本人



日常生活におけるケガ(傷害)も、24時間補償します。 国内・国外補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる保険金

死 亡
事故の発生の日から
180日以内

後遺障害
事故の発生の日から
180日以内



(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

3 個人賠償責任補償

被保険者の範囲: ご家族の皆さま(※)



「安心・安全」な日常生活をおくるためには、賠償事故の加害者となってしまったときの備えも不可欠です。

国内・国外補償

示談交渉サービス付
《日本国内で発生した事故のみ》

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)はありません。



(※) 「ご家族の皆さま」とは次のとおりです。

- ① 被保険者本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりず)。ただし、本人に関する事故にかぎりず。
- ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりず)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、P.15「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

保険金額および掛金

(保険期間: 1年間、団体割引15%、職種級別A級)

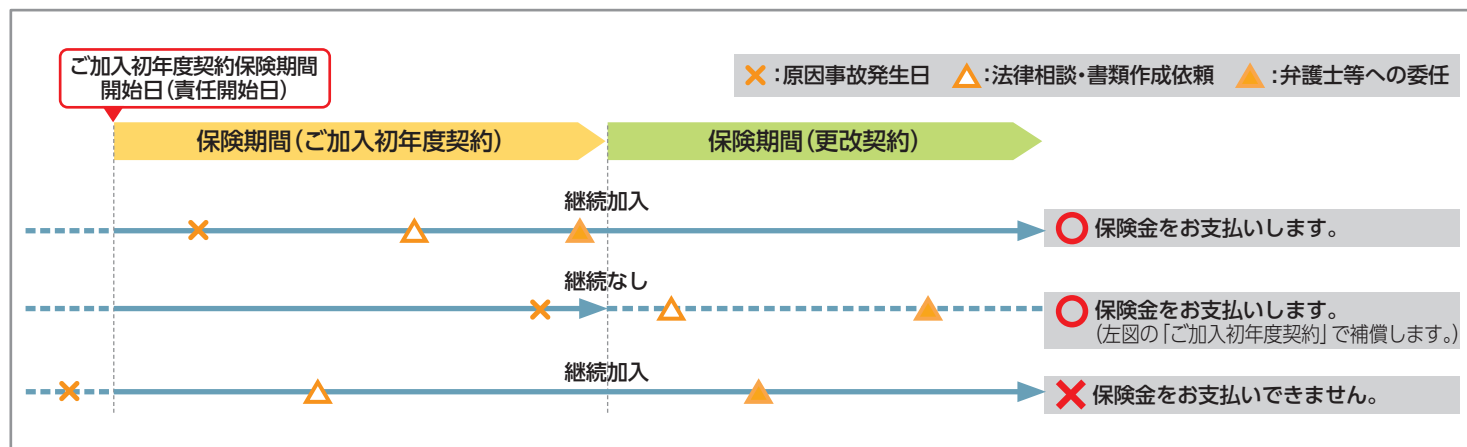
補償内容 (保険金の種類)			プラン名称 Lプラン 1 + 2 + 3
			保険金額
基本補償	1 弁護士費用補償	弁護士費用 (自己負担割合10%)	通算 100万円 限度
		法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円)	通算 5万円 限度
	2 ケガの補償	死亡・後遺障害	100万円
	3 個人賠償責任補償		1回の事故につき1億円 限度
掛金(月払) 制度運営費100円が含まれます。			940円(840円+制度運営費100円)

※制度運営費は、口座振替の手数料、パンフレットなどの作成料、郵送料の一部に充当させていただきます。

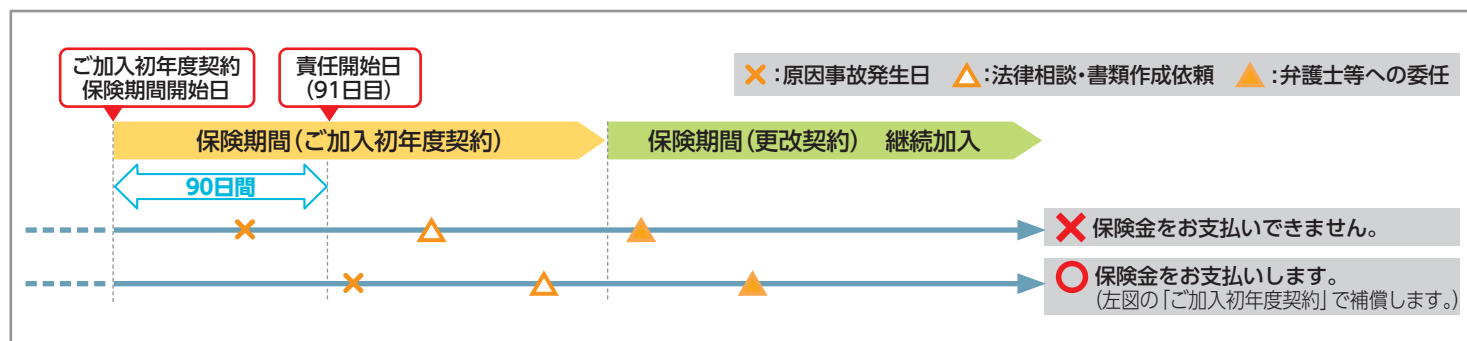
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

16～18、20ページ以降にお支払いする保険金の種類と内容や保険金をお支払いできない主な場合などを記載しておりますので、必ずご覧ください。(新・団体医療保険(医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険)+傷害総合保険)

国内・国外において、病気(精神障害を含みます。)やケガにより入院された場合や、三大疾病(がん(悪性新生物)、急性心筋こうそく、脳卒中)により通院された場合などを補償します。また、携行品の損害や日常生活における法律上の賠償責任の補償でくらしに「安心」をご提供します。

この保険の特長

保険料は、前年のご加入人数により決定した団体割引15%を適用しています。

(次年度以降、割引率が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。)

●1日だけでもOK! 日帰り入院でもOK!

※入院基本料をお支払いされた場合が対象です。日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

●ケガ、三大疾病の場合、通院だけでも保険金をお支払いします。

●**疾病の場合は730日(通算1,000日限度)、ケガの場合は1,000日までの入院を補償**します。

●**精神障害による入院等も補償**します。

●告知書のご記入のみで、医師の診査は不要です。

(加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。)

●天災(地震、噴火またはこれらによる津波)によるケガも補償します。

●自動更改方式となっておりますので、毎年更新の手続きの必要はありません。

●被保険者(保険の対象となる方)の範囲

病気・先進医療等費用・ケガ	都道府県社会福祉士会の会員であるご本人
携行品損害	都道府県社会福祉士会の会員であるご本人が所有する物で、ご本人が自宅外で携行する身の回り品が対象となります。
個人賠償責任	ご本人のご家族全員(※)

(※)被保険者(保険の対象となる方)は以下のとおりとなります。

①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

●補償地域

病気・ケガ・携行品損害・個人賠償責任	国内・国外補償
先進医療等費用	国内のみ補償

補償の内容について

病気の補償



胃がんが見つかり入院した。



脳卒中になり、入院中に先進医療を受けた。

ケガの補償



自動車にはねられ、ケガをして入院した。



階段を踏み外してケガをし入院した。



強盗に襲われケガをし通院した。

携行品の補償(A3・A4プラン)



バッグをひったくられた。



スノーボード滑走中に、障害物に接触し、スノーボードを破損してしまった。

業務以外の賠償責任の補償(A3・A4プラン)



自転車で通行人にぶつかりケガを負わせた。
(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



買い物中に誤って商品をこわした。



野球をしていてボールで他人の家の窓ガラスを割ってしまった。

先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.15「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

保険金額および掛金 (制度運営費200円が含まれます。)

保険期間1年、団体割引15%、職種級別A級、天災危険補償特約(ケガ、先進医療)セット、
「新・団体医療保険」のみ手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、精神障害
補償特約セット

プラン名称			A1プラン	A2プラン	A3プラン	A4プラン
保険金額	入院保険金日額(ケガ・病気)		5,000円	10,000円	5,000円	10,000円
	手術(ケガ)	入院中の手術	50,000円	100,000円	50,000円	100,000円
		外来の手術	25,000円	50,000円	25,000円	50,000円
	手術(病気)		<重大手術の場合>入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合>入院中の手術：入院保険金日額の20倍、外来の手術：入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額(ケガ)		2,500円	5,000円	2,500円	5,000円
	通院保険金日額(三大疾病)		2,500円	5,000円	2,500円	5,000円
	先進医療等費用(ケガ・病気)		200万円	200万円	200万円	200万円
	携行品損害(自己負担額3,000円)		—	—	期間中限度額 30万円	期間中限度額 30万円
	個人賠償責任		—	—	1億円	1億円
月払掛金(うち保険料)	満0～24歳		1,760円(1,560円)	3,280円(3,080円)	2,080円(1,880円)	3,600円(3,400円)
	満25～29歳		1,950円(1,750円)	3,660円(3,460円)	2,270円(2,070円)	3,980円(3,780円)
	満30～34歳		2,100円(1,900円)	3,970円(3,770円)	2,420円(2,220円)	4,290円(4,090円)
	満35～39歳		2,220円(2,020円)	4,180円(3,980円)	2,540円(2,340円)	4,500円(4,300円)
	満40～44歳		2,290円(2,090円)	4,320円(4,120円)	2,610円(2,410円)	4,640円(4,440円)
	満45～49歳		2,560円(2,360円)	4,880円(4,680円)	2,880円(2,680円)	5,200円(5,000円)
	満50～54歳		2,960円(2,760円)	5,660円(5,460円)	3,280円(3,080円)	5,980円(5,780円)
	満55～59歳		3,690円(3,490円)	7,140円(6,940円)	4,010円(3,810円)	7,460円(7,260円)
	満60～64歳		4,540円(4,340円)	8,830円(8,630円)	4,860円(4,660円)	9,150円(8,950円)
	満65～69歳		6,050円(5,850円)	11,840円(11,640円)	6,370円(6,170円)	12,160円(11,960円)
	満70～74歳		8,480円(8,280円)	16,700円(16,500円)	8,800円(8,600円)	17,020円(16,820円)
	満75～79歳		11,000円(10,800円)	21,740円(21,540円)	11,320円(11,120円)	22,060円(21,860円)

※本制度の掛金は、保険料および制度運営費で構成されています。制度運営費は、口座振替の手数料、パンフレットなどの作成料、郵送料の一部に充当させていただきます。

- ・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- ・ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- ・新規加入の場合、満69歳(継続契約の場合は満79歳)までの方が対象となります。
- ・団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ・本保険の医療保険部分は介護医療保険料控除の対象になります。(2024年12月現在)

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は下記の約款、各種特約をセットしたものです。
- ①傷害総合補償制度
傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
 - ②休業補償制度
所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
 - ③弁護士費用補償制度
傷害総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものです。
 - ④医療補償制度
団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約等をセットしたものと、
傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものを組み合わせたものです。

■保険契約者：公益社団法人日本社会福祉士会

■保険期間：2025年6月1日午後4時から2026年6月1日午後4時までの1年間。

■申込締切日：2025年5月15日(必着)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますのでご確認ください。

- 加入対象者：都道府県社会福祉士会会員
- 被保険者：都道府県社会福祉士会会員(一部、その家族) ※弁護士費用補償のあるタイプに加入される場合は、未成年者を除きます。
- お支払方法：2025年7月から口座振替(集金代行会社による)となります。(12回払)
- お手続方法
 - ①傷害総合補償制度、③弁護士費用補償制度
下表のとおり必要書類にご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		「加入依頼書」、「口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
の既加入者 の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- ②休業補償制度、④医療補償制度
下表のとおり必要書類にご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		「加入依頼書」、「口座振替依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
の既加入者 の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合*1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」*2をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は取扱代理店までお問い合わせください。

※2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。

(注) 傷害総合保険のご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入：保険期間中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日(必着。15日が土日・祝祭日の場合は前営業日)までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から2026年6月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月から毎月口座振替します。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。代理店ホームページ掲載の所定の書面に必要事項を記入しご提出いただきます。また、都道府県社会福祉士会を退会された場合は、事故があってもお支払い対象外となりますので、脱退(解約)の手続きを取扱代理店へご通知ください。
- 団体割引：本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

①傷害総合補償制度、③弁護士費用補償制度、④医療補償制度

【傷害総合保険】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下ケガの補償において「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【急激かつ偶然な外来の事故】について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心身喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関し行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

補償の内容[保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合](続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (国内外補償) (注)	日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体障がい者により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
物の損害の補償 (国内外補償) (注)	偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。))外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

①傷害総合補償制度(Ⅲ型のみ)、③弁護士費用補償制度 【弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)】

保険金の種類

弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)

弁護士費用(注)

法律相談・書類作成費用保険金

弁護士費用保険金

法律相談・書類作成費用保険金

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑤までのいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下①・②・⑤のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。

なお、①・⑤のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。

① 被害事故に関するトラブル
ケガを負われた、財物を壊された、盗取(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。

② 借地または借家に関するトラブル
賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。)に関するトラブルを含みません。

③ 離婚調停に関するトラブル
被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。
(注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。
(注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

④ 遺産分割調停に関するトラブル
被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。
(注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。

⑤ 人格権侵害に関するトラブル
不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。
(注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりします。

保険金種類	お支払いする保険金の額
弁護士費用保険金	弁護士等への委任(※4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝損害の額×(100%－自己負担割合10%)
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝損害の額－自己負担額1,000円

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額
②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額
(※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりします。
(※2)詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎりします。
(※3)遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。
(※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

保険金をお支払いできない主な場合

【全トラブルに共通の事由】
①故意、重大な過失または契約違反
②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為
③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用
④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
⑤地震、噴火またはこれらによる津波
⑥国または公共団体の強制執行または即時強制
⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。
⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル
⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される財産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由
⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。
⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。
など
(※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。

【各トラブル固有の事由】

左記①に該当する場合
⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル
⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
⑯身体美容または整形

左記①・②・⑤に該当する場合
⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由

左記①・⑤に該当する場合
⑱環境汚染
⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由
⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等
㉑電磁波障害

左記③に該当する場合
㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル

など

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

②休業補償制度 【所得補償保険】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険(基本補償)(*)	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 $\text{お支払いする保険金の額} = \frac{\text{保険金額(月額)}^{(*)1} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(*)2}}{\text{月数}^{(*)3}}$ $\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)}^{(*)2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ (※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。 (※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。 (※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 (注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金を支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 (注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。	● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など ● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態で運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) など ● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能 (注) 精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。) (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

(*) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

④医療補償制度

【疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病	疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額 × 入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など
	疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術^(※1)(^(※2))を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。))を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容[保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合](続き)

<その他特約>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等 費用保険金 (注)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦妊娠、出産 ⑧ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑨自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
三大疾病通院 保険金	保険期間中に次のいずれかに該当し、通院した場合、45日を限度として、通院1日につき、三大疾病通院保険金日額をお支払いします。ただし、最初の通院の開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 ①がんと診断確定されたとき。 ②急性心筋こうそくを発病したとき。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病したとき。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。))もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと<所得補償保険、団体総合保険>

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

(注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下記記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状
A 群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B 群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C 群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D 群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸 など
E 群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F 群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症 など
H 群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I 群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。))不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

●基本補償の保険金額の設定について(所得補償保険)

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。

(※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

・他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例：個人事業主)	85%以下
健康保険(例：給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例：公務員)	40%以下

【傷害総合保険・団体総合保険】

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義												
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。												
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。												
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。												
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。												
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、団体総合保険においては、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。 (※)所得補償保険における骨髓採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髓採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。												
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。												
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)												
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。												
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。												
がんと診断確定された時	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんを診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。												
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr> <tr> <td>2.借地または借家に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td></tr> <tr> <td>3.離婚調停に関するトラブル</td><td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td></tr> <tr> <td>4.遺産分割調停に関するトラブル</td><td>被保険者の被相続人が死亡した時</td></tr> <tr> <td>5.人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時												
1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時												
2.借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)												
3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時												
4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎりです。												
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。												
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。												
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髓採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髓幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髓幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髓幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。												
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髓採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。												

用語のご説明 (続き)

用語	用語の定義
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の職業または職務(傷害総合保険、所得補償保険)
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態(所得補償保険、団体総合保険)
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- 死亡保険金をお支払う場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です(傷害総合保険)。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

【所得補償保険、団体総合保険】

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※) 保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【所得補償保険】

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

【団体総合保険】

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

●ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがん^(※3)と診断確定されていた場合は、被保険者(保険の対象となる方)がその事実を知っているまたは知らないとにかかわらず、三大疾病通院保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががん^(※3)と診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

(注1)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

(注2)三大疾病通院保険金支払特約のがんによる支払事由については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【共通】

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●団体から脱退される場合は、必ず取扱代理店にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【傷害総合保険・団体総合保険】

<他の身体障害または疾病の影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【傷害総合保険】

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レプリカを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

【所得補償保険】

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

- ① 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
- ② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
- ③ 加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
- ④ 他の保険契約等がある場合

など

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。

*中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

【弁護士費用総合補償特約】

●離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日、就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書 など
⑤	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑥	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑦	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)保険金支払事由の内容・程度、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

(注3)就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 所得補償保険の保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。
- 所得補償保険、疾病保険特約について、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)の月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。取扱代理店ホームページの解約届を印刷しご記入の上送付ください。

【所得補償保険】

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

【傷害総合保険】

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
(1)傷害総合保険の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
(2)所得補償保険、団体総合保険の場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

① 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

② ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください。】

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金をお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- ☐ 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください。】

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。	

③ お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されているので必ずご確認ください。

万一、事故にあわれたら

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間365日 **0120-727-110**

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

●損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)  **0570-022808** (通話料有料)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

補償内容・加入状況・加入手続きに関してのご相談窓口

●取扱代理店

株式会社ウーベル保険事務所

〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5 ニュー新富ビル8階

TEL : 03-3553-8552 FAX : 03-3553-8553

【受付時間】 平日:午前9時15分から午後5時15分まで
(12/30～1/4を除きます)

【HP】 <http://www.sonpo.co.jp/u-beru/>



【社会福祉士会会員専用メールアドレス】 csw.u-beru@sonpo.co.jp

保険商品自体の相談・苦情・連絡窓口

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL : 03-3349-5137

【受付時間】 平日:午前9時から午後5時まで
(12/31～1/3を除きます。)

団体保険契約者

公益社団法人日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階 TEL : 03-3355-6541 FAX : 03-3355-6543

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにご約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

電話相談サービスを無料でご利用いただけます。

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、社会福祉士 団体補償制度にご加入いただいている皆さまがご利用いただける**各種無料電話相談サービス**です。

サービスメニュー

●健康・医療相談サービス

●医療機関情報提供サービス

●専門医相談サービス(予約制)

●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

●介護関連相談サービス

●法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)

一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

●メンタルヘルス相談サービス

●メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

- ※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- ※2 ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- ※3 ご利用は日本国内からにかぎりあります。
- ※4 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※5 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

